

令和 7 年度

国営土地改良事業地区調査
中川上流地区事業費算定その他業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条 (目 的) 第1-2条 (場 所) 第1-3条 (一般事項) 第1-4条 (低入札価格契約 における第三者照 査) 第1-5条	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業費算定その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、国営土地改良事業地区調査「中川上流地区」の一環として、事業費の算定、地域防災連携強化計画(案)の作成及び事業費審査会資料の作成を行うものである。 本業務において対象となる場所は、埼玉県加須市、羽生市、久喜市、幸手市地内であり、別添位置図に示すとおりである。 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものである。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局において、令和7年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
--	---

（履行確実性評価
の達成状況の確認）
第１－６条

（管理技術者）
第１－７条

- ４ 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- ５ 照査計画
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- ６ 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い
特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- ７ 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- ８ 契約不適合責任
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- （１）審査項目 a）～ c）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- （２）審査項目 d）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- （３）その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- （４）業務成果品のミス、不備 等

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	—
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	—

(照査技術者)
第 1 - 8 条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	—
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	—

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする

- 1) 業務計画作成段階
- 2) 地域防災連携強化計画（案）の作成段階
- 3) 事業費の算定段階
- 4) 事業費審査会資料作成段階
- 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)
第 1 - 9 条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)
第 1 - 1 0 条

共通仕様書第1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)
第 1 - 1 1 条

受注者は、共通仕様書第1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件
(適用する図書)
第 2 - 1 条

この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

図 書 の 名 称	制定（改訂） 年月	発行所
土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説 計画「排水」	令和7年4月	（社）農業農村工学会
土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説 設計「ポン プ場」	平成30年5月	（社）農業農村工学会
土地改良事業計画設計基準及び 運用・解説 設計「水路工」	平成26年3月	（社）農業農村工学会

（作業条件）
第2－2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- （1）作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法を計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- （2）本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

（参考図書）
第2－3条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

図 書 の 名 称	制定（改訂） 年月	発行所
国営土地改良事業調査計画マ ニュアル	平成5年3月	（社）農業土木事業協会
土地改良事業計画作成便覧	平成15年8月	（株）地球社

（貸与資料）
第2－4条

貸与資料は、下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは、監督職員と協議するものとする。

資 料 名	数量
平成31年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区施設整備計画検討業務 報告書	1式
令和2年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画（案）その他作成業務 報告書	1式
令和2年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水機場構想設計検討業務 報告書	1式
令和3年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）概定業務 報告書	1式
令和4年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区調査報告書とりまとめ業務 報告書	1式

	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）策定業務 報告書	１式
	令和６年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画検討業務	１式
	令和６年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）策定その他業務	１式
	令和４年度 中川上流地区事業費審査会資料	１式
（施設構想） 第２－５条	施設構想の概要は、次のとおりである。 排水機場（新設）２箇所、排水路（改修）26km（関連事業12km）	
（参考図書及び貸与資料の取扱い） 第２－６条	第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 （１）貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 （２）参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 （３）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。 （４）その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。	
（関連業務） 第２－７条	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。	
第３章 作業内容 （作業項目及び数量） 第３－１条	業務名	業務実施期間（予定）
	令和７年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区 事業計画書（案）とりまとめ業務（仮称）	R7.7～R8.3
	令和７年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区 構想設計業務（仮称）	R7.8～R8.3
（作業の留意点） 第３－２条	本業務における作業項目及び数量は、別紙１「作業項目内訳表」に示すとおりである。 なお、本業務において現地調査を行う必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 （１）第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 （２）作業に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い作	

(技術提案の履行) 第 3 - 3 条 第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4 - 1 条 第 5 章 成果物等 (成果物) 第 5 - 1 条 (成果品の提出先) 第 5 - 2 条	業の円滑な推進に努めることとする。 また、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書1-11条に示す業務計画書に反映の上作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。なお、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手段階 第2回 中間打合せ(事業費審査会資料作成時) 第3回 中間打合せ(地域防災連携強化計画(案)の作成時) 第4回 中間打合せ(事業費の算定時) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打ち合わせ記録簿を作成し、上記の打ち合わせの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 Web会議方式による。 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は以下のとおりとする。 埼玉県深谷市仲町12-14 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 利根川中流支所
--	---

第 6 章 契約変更
(契約変更)
第 6 - 1 条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2 章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第 6 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (7) 現地調査を追加する場合。
- (8) その他重要な変更が生じた場合。

第 7 章 定めなき
事項
(定めなき事項)
第 7 - 1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1

令和7年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業費算定その他業務

〔作業項目内訳表〕

作業項目	作業内容	作業量	備考
1. 準備作業			
1-1. 資料検討	過年度の調査結果や貸与資等の内容を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	一式	内業
2. 地域防災連携強化計画(案)の作成			
2-1. 地域防災連携強化計画(案)の作成	本地区の地域災害連携計画(案)を国営かんがい排水事業実施要領第2の(11)に基づき作成する。	一式	内業
3. 事業費の算定			
3-1. 事業費の算定	過年度及び関連業務の成果を基に事業費の算定を行う。	一式	内業
4. 事業費審査会資料作成			
4-1. 事業費審査会資料作成	別途貸与する過年度資料を参考に、事業費審査会に向けた資料の整理及び補足説明資料の作成を行う。		一式 内業
	作成資料	作成項目	
	①積算書	事業費算出時の積算書(単価内訳・積算資料等)	
	②技術的課題経費整理表	整理表、算出根拠	
	③チェックリスト	土地改良事業計画における事業費チェックリスト	
	④想定問答	既設想定問答の補足	
	⑤報告書抜粋	事業費該当報告書部分を明示	
5. 照査	各作業の照査を行う。	一式	内業
6. 点検とりまとめ	各作業の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	内業